

# 組合員本位の業務運営に関する基本方針

平成 30 年 5 月 7 日制定

令和 6 年 4 月 1 日改正

当組合は、国民の生命・身体・財産を災害から守ることを使命とする、東京消防庁職員とその退職者及び関係団体等を組合員として構成する、東京消防庁の組織（職域）に限定した組合です。

組合員にとって最も身近な金融機関として、組合員のライフプランの実現と福利厚生の上を図るために、真にお役に立てる職域金融機関を目指しています。

そのために、以下の通り「組合員本位の業務運営に関する基本方針」を策定いたしました。

この方針は全役職員で共有・実践し、定期的に検証・見直しをすることによって、これまでの活動を通じて築かれた組合員との信頼関係を更に高めてまいります。

## 1 組合員の最善の利益の追求

当組合は、職域の金融機関としての特性を活かし、高度の専門性と職業倫理を保持し、組合員に対して誠実・公正に業務を行い、組合員の最善の利益を追求するため、組合員のライフステージ等に応じた良質な金融商品・サービスの提供に努めてまいります。

## 2 利益相反の適切な管理

当組合は、利益相反管理方針に基づき、組合員との取引に当たっては、組合員の利益が不当に害されないよう、その金融商品・サービスの提供が適切に行われるよう管理してまいります。

## 3 手数料等の明確化

当組合は、提供する金融商品・サービスの手数料等について明確に表示するとともに、同種の商品・サービスとの比較が容易にできるよう努めてまいります。

## 4 重要な情報の分かりやすい提供

当組合は、取り扱う金融商品・サービスの必要な情報について、ホームページをはじめ商品概要説明書やチラシ・パンフレット等を用いて分かりやすい説明に努めてまいります。

## 5 組合員に相応しいサービスの提供

当組合は、保険の窓口販売や投資信託の販売を行っておりませんが、組合員の取引目的・ニーズ等を把握し、組合員に相応しい金融商品・サービスの提供に努めてまいります。

## 6 職員に対する適切な動機づけの枠組み等

当組合は、組合員のニーズに合った最適な金融商品・サービスを提供するため、職員の研修や勉強会、各種資格取得の推奨等を通じて専門的な知識を有する人材の育成に努めてまいります。